

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
第五十三条（略） 第七節 雑則 第五十四条（略） 第六十条 株主資本は、<u>当事業年度期首</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2～4（略） 第六十二条 評価・換算差額等は、<u>当事業年度期首</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2（略） 第六十四条 新株予約権は、<u>当事業年度期首</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2（略）	第五十三条（略） 第六節 雑則 第五十四条（略） 第六十条 株主資本は、<u>前事業年度末</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2～4（略） 第六十二条 評価・換算差額等は、<u>前事業年度末</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2（略） 第六十四条 新株予約権は、<u>前事業年度末</u>残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2（略）

[

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
様式第六号 【中間株主資本等変動計算書】 （略） （記載上の注意） 1．・2．（略） 3．その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、 中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、 科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 4．～6．（略）	様式第六号 【中間株主資本等変動計算書】 （略） （記載上の注意） 1．・2．（略） 3．その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、 中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、 科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 4．～6．（略）